

区政のここが聞きたい

一般質問と答弁 要旨

●詳細は、目黒区議会会議録または区議会ホームページの会議録検索をご覧ください。



幸福度を高く、選ばれる街へ。緊急課題の早期解決処方箋。

自由民主党目黒区議員 おのせ 康裕 議員

<幸福度・満足度を高く選ばれる街へ>

(1)一生の記念。婚姻届提出時、記念撮影ができる環境整備を。(2)世田谷区大量児童殺人メール事件に見る、SNS時代の行政の情報発信について問う。(3)議会が要望した東京五輪への気運醸成、健康増進の区内公道利用の「目黒マラソン」実現について。

区長 (1)他のかたへの配慮も必要なため、今後の調査・研究課題とする。(2)警察等との連携を強化し、事案に応じた速やかな事実確認、正確で適切な情報発信に努める。(3)開催に向けた検討を始め、検討準備会で課題等を整理している。平成27年度には実行委員会を立ち上げる。

<緊急性を伴う行政課題の解決法>

防災対策・待機児童対策などは、緊急性を伴う行政課題であるが、(1)保育・介護・防災、予測される業務集中に対応した職員配置を実現せよ。(2)保育・介護職員の職住接近による安定化を検討せよ。(3)保育・防災等の緊急課題に時限的予算の傾斜で早期解決せよ。

区長 (1)業務の集中度を慎重に把握し、柔軟性を持った職員配置を行う。(2)区内居住職員の確保は重要課題であり、他自治体の取組みなども今後研究していく。(3)緊急的課題には財源を集中的に配分している。今後も、様々な視点から検討を行う。

<施策の狭間をなくそう>

我が区のコミュニティソーシャルワーカー(※1)の担い手とその実現に向けた計

画はどうか。

区長 3月改定予定の保健医療福祉計画案には、コミュニティソーシャルワーカー機能の充実を掲げている。

<ペット政策先進自治体への挑戦>

(1)殺処分ゼロに対して目黒区からできることは何か。(2)飼い主のいない猫への避妊去勢助成制度が始まり7年、状況の変化と展望、TNR(※2)の重要性を訴える。(3)地域防災計画に掲載された非常時のペットの同行避難について、マイゲージとゲージ入り訓練の必要性と狂犬病予防注射状況について問う。

区長 (1)様々な機会を通じ、終生飼養(※3)の啓発を行い、ペットショップでの啓発強化を都に要請する。(2)助成制度は飼い主のいない猫の減少に役立っていると推測でき、今後も継続し、普及啓発する。(3)同行避難は飼い主のペット用品持参が基本であり、ゲージ入れは日頃の訓練が大切である。区の予防注射接種率は約7割であり、引き続き接種率向上のため周知を図る。

【用語解説】

※1 コミュニティソーシャルワーカー：地域で生活上の課題を抱えている人のニーズを把握し、その解決に必要なサービスや支援を明らかにして個別援助をマネジメントするとともに、地域住民や関係機関と連携を図り、地域の福祉力の向上を図る活動をする人。
※2 TNR (Trap-Neuter-Return)：Tはトラップ(罠で捕まえる)、Nはニューター(避妊去勢手術)、Rはリターン(元いた場所に戻す)という意味の略語。
※3 終生飼養：動物がその命を終えるまで適切に養うこと。



景気回復を実感できる 安心安全の目黒を目指せ!

公明党目黒区議員 山宮 きよたか 議員

<地域経済の活性化>

(1)商店街の活性化について、(ア)商店街プロモーション事業費(※1)を活用すると、どのような効果があるか問う。(イ)区内プレミアム付き商品券を発行し、地域経済の活性化に努めよ。(2)中小企業への支援について、(ア)様々な融資制度を多くの企業が活用できるように、充実を図るべきである。(イ)運転資金の調達や返済負担軽減の支援を強化せよ。

区長 (1)(ア)商店街自ら課題解決を図り、工夫・アイデアを生み出すきっかけとなり、地域経済の活性化などの効果が期待できる。(イ)国の交付金を活用し、区内プレミアム付き商品券の発行を考えている。(2) (ア)平成27年度は、低環境負荷の設備導入や商店会加入者の優遇利率アップなど、制度の充実を図る。(イ)現在、公共工事に伴う資金調達制度(※2)を導入する場合の具体的な事務手続きの検討を進めている。

<交通安全計画の策定>

(1)自転車の走行環境や安全利用、マナー違反などの課題をよく検討した計画を作るべきである。(2)自転車の違反に関する講習義務化が決まった。交通ルール

遵守の普及啓発に努めよ。

区長 (1)放置自転車対策に加え、自転車の走行環境や運転マナーの向上などを含めた総合的な計画を策定する。(2)交通管理者と連携し、区報・ホームページなどを活用し、制度の周知、交通ルール遵守の普及啓発に努める。
<老朽化した緑道のリニューアル>
老朽化した吾川緑道などを総点検し、快適な歩行空間の確保策やサクラ基金を活用した樹木の適正管理を積極的に行うべきである。
区長 公園施設長寿命化計画を実施計画に反映させ、計画的な修繕を行う。また、平成27年度から、基金を活用し緑道等の桜の保全事業に取り組む。

【用語解説】

※1 商店街プロモーション事業費：商店街を多面的に支援していくことを目的とし、平成27年度から新たに設ける区独自の補助。
※2 公共工事に伴う資金調達制度：「公共工事代金債権信託制度」のことで、区から公共工事を受注している元請事業者が、区の承諾を得て、未完成工事代金債権を新銀行東京に信託することにより、工事完成前に当該工事の出来高に応じて新銀行東京から運転資金を調達する制度。

平成26年度区議会情報公開の状況(平成27年3月31日現在)
平成26年度の区議会情報の開示請求はありませんでした。
<問い合わせ> 区議会事務局庶務係 電話03-5722-9413

トイレに子ども用便座を配備せよ。(2)震災時協力戸の区民への周知を図れ。
区長 (1)現地調査を行い、使用可能な箇所には必要な資材を配備する。(2)所有者の同意を得た上で、防災地図等に表示し、幅広く周知を図っていく。

<委託業者等への適切な指導>

区民が不快に感じる対応がないように委託業者等へ適切な指導を図れ。
区長 委託業務の適正な履行確保は区の責務である。事例に応じた適正な対応に努める。

<デング熱等の感染症対策>

(1)デング熱対策の充実を図れ。(2)感染

症発生時における対応職員防護についての意識啓発と訓練及び、他自治体との広域連携対応を図れ。

区長 (1)国・都の指針等に沿って、様々な対策を実施する。(2)研修及び訓練の実施、マニュアル等作成とともに、関係機関等との連携を強化し、健康危機管理体制の整備を推進する。

【用語解説】

※1 非現用文書：行政事務上必要とされる保存期間を満了した文書のこと。
※2 マイポータル：マイナンバー制度導入に伴い設置される「情報提供等記録開示システム」。自己の特定個人情報や提供記録の確認を行うことができる。



安心できる暮らしを 生活保護・介護・子育て環境の充実

日本共産党目黒区議員 石川 恭子 議員

<生存権を守る>

(1)すでに生活扶助費を削減、加えて「住宅扶助」と「冬季加算」を削減する。国に対し「生活保護費の削減やめよ」と働きかけよ。(2)住宅補助の削減は、区内において住宅確保が困難になると思わないか。影響を受ける2人世帯に独自加算手当をつけよ。(3)生活保護を受けながら孤立死した人の調査を。夏季加算復活と冬季加算の充実をせよ。

区長 (1)これまでも制度の充実・改善を要望してきた。今後も国の動向を見ながら、制度の適正運営に努める。(2)個別事情への配慮や経過措置を行う。具体的な基準額、運用等は調査中であり、影響を受ける世帯への丁寧な対応、国の動向注視に努める。(3)孤立死は区全体の課題として、状況把握等行っていく。冬季加算は国の検証結果であり、区独自の夏季給付は考えていない。

<高齢者が安心して暮らせるために>

(1)老人福祉法に基づいた医療・健康など施策を示した「高齢者の健やかな福祉基本条例」を制定せよ。(2)国に「介護報酬の引き下げやめよ」と働きかけよ。(3)改悪介護保険の下でも要支援者がヘルパーを利用できるよう、事業者への独自補助をせよ。特別養護老人ホーム入所者については引き続き全員の入所継続を。特

別養護老人ホーム入所申込みは制限することなく要介護1から可能とせよ。

区長 (1)保健医療福祉計画に基づいて施策を推進しており、「条例制定が必要」との認識はない。(2)特別区長会として、介護報酬に係る処遇改善等充実を国に要望している。(3)現行相当サービスが必要なかたは、相応な単価で継続して専門サービスを受けられるため、独自補助は考えていない。4月以降の特別養護老人ホーム入所は、原則要介護3以上だが、やむを得ない事由や現在入所中の要介護1・2のかたは、特例的に入所が認められる。

<子どもたちが健やかに育つ保育環境を>

(1)認可保育園の増設をせよ。(2)区立保育園の廃止をやめよ(3)民間保育園では長時間労働サービス残業で保育士の退職が後をたたない。民間保育士の雇用実態調査をせよ。保育園で労働法が遵守されているかどうか調査せよ。

区長 (1)民間事業所を活用した認可保育所を整備する。(2)限られた財源で定員拡大するには、民営化は必要。区立園の保育内容は引き継いでいく。(3)労働環境や離職状況は保育の質に影響するので、区としてできる指導監督を行っている。労働法関係の実態調査は、根拠、指導・監督権限等から困難である。



忘れたぶんだけ繰り返す。泣いたぶんだけ笑える明日に。

松田 哲也 議員

<目黒区平和都市宣言>

戦後70年、阪神・淡路大震災から20年、東北大震災から4年。大戦や震災で失われた命、津波の被害、原発の事故、流した涙、政治はそれを忘れた時に同じ過ちを繰り返す。目黒区平和都市宣言に「目黒区は平和憲法を擁護する」とある。憲法9条があったから、前文「国際社会において名誉ある地位を占めたい」という目的は達成されてきた。憲法9条改憲や集団的自衛権行使の議論があるが、前文「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう」平和宣言を改めて強く打ち出す時は今だ。明治大学の鹿島教授は「理

由なく親切にする国」がなければテロの根も絶やせない」と利他主義(※)を唱えている。国際情勢も大きく変わってきている中で、改めて宣言を積極的に打ち出す考えはないか。

区長 目黒区平和都市宣言の宣言塔は、老朽化、交通安全上や街の美観などの観点から、平成19年度に撤去した。代わりに区の7つの宣言を記載したパネルを主な区施設に掲示し、普及啓発を行っている。平和都市宣言については、毎年8月に実施している平和祈念のつどいや、平和のための写真・資料展において周知するほか、区報等にも掲載し、多くのかたにご



区政運営の根幹である「基本計画」の今後はどうか。

自由民主党目黒区議員 橋本 欣一 議員

<基本計画の課題>

現行の基本計画は平成31年度までの目標が示されている。(1)策定から5年が過ぎたが、新たな課題は何か。(2)協働の推進状況について、どのように考察するのか。(3)地域コミュニティの課題である自治意識の向上、連帯感の醸成をどのよ

うに構築するのかが。

区長 (1)防災や防犯、保育所持機児童対策、高齢者や障害者を持つかたが安心して暮らせるまちづくり等の充実、区有施設見直し、財政健全化の取組みと認識している。(2)避難所運営協議会を始めとする課題に区民と向き合い、解決のため



20年も放置、目黒の愚策 JR跡地売却で青木区長追及!

無所属・目黒独歩の会 須藤 甚一郎 議員

目黒区が巨費32億円を投入し、平成7年3月に東京都とJR跡地(旧国鉄清算事業団宿舍跡地)を購入して20年。区の取得目的は区民住宅や福祉住宅等を建設のためだったが、区長三代にわたり計画変更の連続で何もせず。

1,300坪の区民の貴重な土地は、待機児童解消の保育施設や老人施設に最適だが、青木区長は、随意契約で叩き売る。区民を裏切るあきれた行為だ。(1)JR跡地を20年も放置しておいて売却に当り、なぜ区民、区議会に反省、謝罪の言葉がないのか。(2)これまでJR跡地4,270平方メートルを27億6千万円と試算。先ごろ実勢価格に基づいて鑑定したら41億5千万円。約14億円差。いったい誰の責任か。(3)跡地利用計画と購入価格を審査する7人の委員は、名前だけが表し肩書きは非公開。公平性に欠ける不透明な審査ではないか。



覧いただけるよう努めている。今年は戦後70年、平和都市宣言から30年の節目であることから、より多くのかたに平和に対する意識の高揚を図れるよう、平和祈念事業を拡充し取り組んでいく。そうした中で、平和都市宣言のさらなる周知についても検討していく。

<目黒区の貯金と借金>

目黒ショック(財政危機)から立ち直るために取り組んできた、事業見直しの緊急財政対策。初期の目的は達成されたとして、多くの項目で見直しが元に戻され予算が付けられる。しかし厳しい財政状況を迎えるのはこれからだ。①年間200億円もの施設維持費に加えて711億円もかかる修繕経費、②生産人口70パーセントが50パーセント、高齢人口20パーセントが40パーセントになり、大幅な歳入減と歳出増になる、③23区で今なおワースト2の財政状況④30年以内に70%の確率で起こる大震災に備え、いずれ取っても手綱を緩める時ではないと考える

が、いかがか。

区長 平成26年度は、事務事業見直しの最終年度として、今後の取組みの検討を進めるため、行政評価の視点を取り入れた事務事業見直しの検証等を実施した。拡充を行っている事務事業もあるが、改めて事業のあり方をゼロベースで判断し、事業等の必要性や効率性を改めて確認し、今後の事業規模や制度を検討したものである。平成22年度や23年度の状況からすると財政状況は改善しているが、災害など不測の事態に対応するための積立基金は、特別区では低い水準にある。中長期的視点で考えると、社会保障費の増大、施設更新経費等への備えが必要であり、緊急財政対策期間終了後も検証作業の課題整理や制度の検証を行いながら、行財政改革を引き続き推進していく。

【用語解説】

※利他主義：自己の利益よりも、他者の利益を優先する考え方。

に連携・協力して成果を上げていくよう努めている。(3)様々な取組みを通じて、より多くの区民が地域の課題を把握し、行動するという自治意識に支えられた個性豊かな地域社会づくりに努める。

<防災対策>

(1)避難所運営について、(ア)参集職員と地域住民との平時の交流はどうしているのか。(イ)参集職員の仕事を平時から知らせておかないと、本来の業務が困難となる。区の見解はどうか。(2)延焼防止の初期消火について、(ア)震災時、多数の延焼が想定されているが、その予想を区民によく啓蒙しておかなくて良いのか。

(イ)家屋内で火災を発生させないため、区が関わるべきでないか。

区長 (1)(ア)平時時から顔の見える関係ができるよう、地域訓練や会合に可能な限り参加するよう、取扱いを変更した。(イ)避難所運営協議会で役割分担等を検討する際に、確認しながら区民に把握してもらおう努める。(2)(ア)火災の延焼被害を受ける危険性の度合いを測定した「火災危険度マップ」を作成し、防災意識の啓発に役立てている。(イ)初期消火対策が重要なため、防災行動マニュアル等による啓発、家庭用消火器のあっせん、街頭消火器の増設に努めている。

